

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 8 年 1 1 月 2 1 日	不動産番号	2 3 0 2 0 0 0 0 7 6 6 5 7
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	高岡市御旅屋町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
90番4	宅地	124	95	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年11月21日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	共有者全員持分全部移転	平成4年1月31日 第1695号	原因 平成4年1月31日売買 所有者 高岡市片原町1173番地の1 オタヤ開発株式会社 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成16年6月3日 第8604号	原因 平成6年6月14日本店移転 本店 高岡市御旅屋町101番地
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年11月21日
2	所有権移転	平成16年8月13日 第12361号	原因 平成16年8月12日売買 所有者 高岡市広小路7番50号 高岡市土地開発公社
3	所有権移転	平成17年9月20日 第13825号	原因 平成17年9月15日売買 所有者 高岡市

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1(あ)	抵当権設定	平成6年2月23日 第1412号	原因 平成5年12月21日保証委託契約による求償債権同日設定 債権額 金2億1,500万円 損害金 年14%(年365日日割計算) 債務者 高岡市片原町1173番地の1 オタヤ開発株式会社 抵当権者 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 株式会社日本長期信用銀行 (取扱店 金沢支店) 共同担保 目録(ウ)第5451号 順位10番(あ)の登記を移記
1(い)	抵当権設定	平成6年2月23日 第1412号	原因 平成5年12月21日保証委託契約による求償債権同日設定 債権額 金2億1,500万円 損害金 年14%(年365日日割計算)

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D56636 (1 / 3)

1 / 2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債務者 高岡市片原町1173番地の1 オタヤ開発株式会社 抵当権者 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 株式会社日本長期信用銀行 (取扱店 金沢支店) 共同担保 目録(イ)第5452号 順位10番(イ)の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年11月21日
2	1番(あ)、1番(イ)抵当権抹消	平成16年6月3日 第8605号	原因 平成16年5月20日主債務消滅



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和6年5月10日
富山地方裁判所高岡支部

登記官

川口 茂

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D56636 (1/3)



表 題 部	(主である建物の表示)	調製	平成 8 年 1 1 月 2 1 日	不動産番号	2 3 0 2 0 0 0 1 4 4 4 3 5
所在図番号	余 白				
所 在	高岡市御旅屋町 90 番地 4			余 白	
家屋番号	90 番 4 の 2			余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
店舗・居宅	鉄骨コンクリートブロック造陸屋根 3 階建	1 階	7 2 0 0	昭和 4 5 年 7 月 5 日新築	
		2 階	6 0 7 5		
		3 階	7 2 0 0		
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 8 年 1 1 月 2 1 日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	共有者全員持分全部移転	平成 4 年 1 月 3 1 日 第 1 6 9 5 号	原因 平成 4 年 1 月 3 1 日売買 所有者 高岡市片原町 1 1 7 3 番地の 1 オ タ ヤ 開 発 株 式 会 社 順位 2 番の登記を移記
付記 1 号	1 番登記名義人表示変更	平成 1 6 年 6 月 3 日 第 8 6 0 4 号	原因 平成 6 年 6 月 1 4 日本店移転 本店 高岡市御旅屋町 1 0 1 番地
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 8 年 1 1 月 2 1 日
2	所有権移転	平成 1 6 年 8 月 1 3 日 第 1 2 3 6 1 号	原因 平成 1 6 年 8 月 1 2 日売買 所有者 高岡市広小路 7 番 5 0 号 高 岡 市 土 地 開 発 公 社
3	所有権移転	平成 1 7 年 9 月 2 0 日 第 1 3 8 2 5 号	原因 平成 1 7 年 9 月 1 5 日売買 所有者 高 岡 市

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1 (あ)	抵当権設定	平成 6 年 2 月 2 3 日 第 1 4 1 2 号	原因 平成 5 年 1 2 月 2 1 日保証委託契約によ る求償債権同日設定 債権額 金 2 億 1, 5 0 0 万円 損害金 年 1 4 % (年 3 6 5 日 日 割 計 算) 債務者 高岡市片原町 1 1 7 3 番地の 1 オ タ ヤ 開 発 株 式 会 社 抵当権者 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 8 号 株式会社日本長期信用銀行 (取扱店 金沢支店) 共同担保 目録(け)第 5 4 5 1 号 順位 1 0 番(あ)の登記を移記

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 5 6 6 3 6 (3 / 3)

1 / 2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(イ)	抵当権設定	平成6年2月23日 第1412号	原因 平成5年12月21日保証委託契約による求償債権同日設定 債権額 金2億1,500万円 損害金 年14%(年365日日割計算) 債務者 高岡市片原町1173番地の1 オタヤ開発株式会社 抵当権者 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 株式会社日本長期信用銀行 (取扱店 金沢支店) 共同担保 目録(イ)第5452号 順位10番(イ)の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年11月21日
2	1番(あ)、1番(イ)抵当権抹消	平成16年6月3日 第8605号	原因 平成16年5月20日主債務消滅



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和6年5月10日

富山地方方法務局高岡支局

登記官

川口 茂

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D56636 (3/3)



2/2